



# 秋田県水道水質管理計画

令和元年10月

秋 田 県

# 目 次

はじめに	・・・・・・・・	1
1 計画の目的及び計画期間		
(1) 計画の目的	・・・・・・・・	2
(2) 計画期間	・・・・・・・・	2
2 基本方針		
(1) 水質検査等に関する基本方針	・・・・・・・・	2
(2) 水質監視に関する基本方針	・・・・・・・・	2
3 水質検査に関する事項		
(1) 秋田県における水道事業者等の概要	・・・・・・・・	3
(2) 現在の水質検査体制	・・・・・・・・	3
(3) 水質検査に係る今後の方針	・・・・・・・・	3
4 水質監視に関する事項		
(1) 水質監視地点	・・・・・・・・	4
(2) 水質監視の実施主体	・・・・・・・・	4
(3) 水質監視の頻度	・・・・・・・・	4
(4) 水質監視の項目	・・・・・・・・	4
5 その他の事項		
(1) 連絡調整体制に関する基本方針	・・・・・・・・	5

(2) 検査技術者の技術向上に関する事項	.....	5
(3) 精度管理の実施に関する計画	.....	5
(4) 水質検査及び水質監視の結果への対応方針	.....	5

## は じ め に

本県では、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第4条第2項に基づく水質基準に関する省令等の円滑な施行を図り、県民が利用する水道水の水質の適正な管理を推進する目的で、平成5年11月に「秋田県水道水質管理計画」を策定した。

その後、平成16年4月からの「水質基準項目」の適用等や、平成20年9月の秋田県水道整備基本構想の改訂等に伴い、県内水道事業の水質管理体制を見直す必要が生じたことから、本計画を平成18年3月、平成20年10月に改定している。

そして、令和元年10月1日から、官民連携及び広域連携の推進など経営手法を含めた事業全体の見直しを求めた改正水道法（平成30年法律第92号）が施行されることから、県内水道事業の水質管理体制を見直すため、本計画の改定を行うこととした。

## 1 計画の目的及び計画期間

### (1) 計画の目的

この計画は、県内の水道事業者及び専用水道の設置者（以下「水道事業者等」という。）が計画的に水質検査を行うとともに、県内の主要な水源の水質監視を行うことにより、県民が安心して飲める安全で良質な水道水を供給することを目的とする。

### (2) 計画期間

本計画の目標年度は、令和12年度までとする。

なお、水道水質基準の改正、水道事業者等を取り巻く社会経済情勢の変化、水道事業者等の統合・広域化の動向等を踏まえ、必要に応じて、本計画の見直しを行うものとする。

## 2 基本方針

県内における水道の水質管理が適正かつ計画的に実施されるよう、以下のとおり基本方針を定める。

### (1) 水質検査等に関する基本方針

水道事業者等は、水質検査に必要な検査施設を設置し、自ら水質検査を行うことを原則とする。

ただし、単独で検査施設を設置することが困難である等の事情がある場合は、厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「登録水質検査機関」という。）に水質検査を委託することにより、水道事業者等の規模や実情に応じた水質検査体制の整備を図るものとする。また、検査施設を設置せずに水質検査を委託する場合は、水質管理の対応が不十分にならないよう、緊急時の水質検査体制をあらかじめ構築するものとする。

### (2) 水質監視に関する基本方針

県内の主要な水道水源である河川や井戸において水質管理目標設定項目や原水の汚染の程度を表し、浄水処理等の工程管理のため有用となる項目の水質監視を行うことで、将来にわたり安全で安定した給水体制の確立を図る。

### 3 水質検査に関する事項

#### (1) 秋田県における水道事業者等の概要

本県の県域面積は約11,638km<sup>2</sup>と全国第6位であり、平成31年3月31日現在25市町村を有する。

本県の水道事業は、平成31年3月31日現在で上水道事業が22事業、簡易水道事業が109事業、専用水道が93施設存在する。人口に対して県域面積が広いことや比較的地下水が豊富に存在することに起因して、主に山間部（過疎部）や河川流域などに規模の小さい水道事業者等が数多く存在し、非公営の財政的に脆弱な水道事業者等も少なくない状況にある。

#### (2) 現在の水質検査体制

本県において自己検査を行っているのは、秋田市水道事業者のみであり、ほとんどの水道事業者等が毎日検査項目以外の水質検査を登録水質検査機関に委託している。（別表1）。

また、秋田県を区域に含む登録水質検査機関は、平成31年4月1日現在22機関存在し、そのうち2機関が秋田県内に検査施設を有する（別表2、図1）。

#### (3) 水質検査に係る今後の方針

##### ① 水質検査計画の策定について

水道事業者等は、毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定し、自らの水質検査計画に基づいた適切な水質検査を実施することとする。

##### ② 水質検査体制について

平成16年4月からの水道水質基準等の改正により、水質基準項目や水質管理目標設定項目のすべての項目を自ら検査するには、相応の人的・財政的基盤が必要となった。

このような状況に鑑み水質検査に係る今後の方針は、検査施設を有する秋田市については、水道水質検査に関する技術の進捗に応じ、必要な検査施設の整備に努めるものとし、その他の水道事業者等にあつては、登録水質検査機関に委託して水質検査を行うものとする（別表1）。

ただし、水質検査を委託する水道事業者等にあつては、登録水質検査機関との

委託契約や委託業務の実施状況の確認や水質検査結果の根拠となる資料の徴取などにより、適切な委託業務が実施され、精度管理に支障がないことの確認に努めることで信頼性を確保していくとともに、緊急時の水質検査を含めた委託を行うなど、突発的な水質汚染時等における危機管理への適切な対応、工程管理のための検査等のきめ細やかな水質管理の徹底等が行われる体制を整備するものとする。

### ③ 情報提供

水道の需要者に対して、事業開始年度前に水質検査計画を情報提供することとする。また、水質検査計画に基づき実施した定期及び臨時の水質検査結果を速やかに情報提供することとする。

## 4 水質監視に関する事項

水質を監視する地点、実施主体、頻度及び項目等は以下のとおりとする。

### (1) 水質監視地点

水質監視地点は、次の方針により設定し、水道事業者等が取水する地点とする。

- ① 表流水の水質監視については、水道事業者等が大規模に取水している主要水系毎に設定する。
- ② 地下水の水質監視については、取水量の多い地域を含むよう設定する。
- ③ 全体として地域的な偏在が生じないように設定する。

### (2) 水質監視の実施主体

取水する水道事業者等が実施することとする。

### (3) 水質監視の頻度

水質が最も悪化していると考えられる時期に年1回以上行うこととする。

### (4) 水質監視の項目

水質監視の項目は、水系毎に定めることとし、別表3に示すとおりとする。ただし、消毒副生成物については浄水で検査を行うものとする。また、「要検討項目」、「要検討農薬類」、「その他農薬類」についても、水道事業者等において水質監視が

可能な場合は、適宜実施することとする。

なお、水質監視の実施方法等は、水道事業者等の水質検査計画に示すものとする。

## 5 その他の事項

### (1) 連絡調整体制に関する基本方針

県は、水道事業者間の連絡調整を図るものとし、必要に応じて連絡会議等を開催するものとする。

また、水質汚染等緊急時には、主要水系ごとに設置されている水質汚濁連絡協議会の連絡体制等を利用するものとする。

### (2) 検査技術者の技術向上に関する事項

水道事業者等は、検査担当職員に対して計画的に技術研修を行い、検査技術者の技術向上に努めるものとする。

### (3) 精度管理の実施に関する計画

水道事業者等の検査機関は、検査担当者間での精度の均一化を図るため、技術責任者を置き精度管理マニュアルを作成するなど、常に内部精度管理体制の充実に努めるものとし、積極的に国及び各検査機関の所属団体等が行う外部精度管理に参加するものとする。

### (4) 水質検査及び水質監視の結果への対応方針

水道事業者等は、水質検査の結果が水質基準値を超えたとき及び水質監視の結果が水質管理目標設定項目の設定値を超えたとき又はそのおそれがあるときは、速やかに県に連絡するものとし、必要に応じて取水停止等の措置をとるものとする。

水道事業者は、水質検査の結果を水道の需要者の閲覧に供する等水道の需要者が当該情報を容易に入手することができる方法で情報提供を行うものとする。

別表1 秋田県の水質検査体制の現状と今後の方針

平成31年4月1日現在

事業名又は事業等の種別	現在の自己検査体制	今後の方針	備考
秋田市水道事業	水質基準項目 水質管理目標設定項目(※1)	一層の検査技術の向上を目指し、自己検査体制の充実を図る。	
その他の上水道・簡易水道事業	毎日検査項目のみ	毎日検査項目以外の水質検査を外部委託することとするが、検査施設の設置に向けて経営統合や管理の一体化を推進するとともに、水質管理に関する危機管理体制を整える。	
県内専用水道設置者	〃	毎日検査項目以外の水質検査を外部委託することとするが、水質管理に関する危機管理体制を整える。	

※1 ただし、農薬類の一部、亜塩素酸、二酸化塩素を除く。

別表2 秋田県を区域とする登録水質検査機関

平成31年4月1日現在

名 称	住 所	検査を行う事業所の所在地
一般財団法人新潟県環境衛生研究所	新潟県燕市吉田東栄町 8-13	新潟県燕市吉田東栄町 8-13 他
一般社団法人新潟県環境衛生中央研究所	新潟県長岡市新産二丁目 12-7	同左
公益財団法人秋田県総合保健事業団	秋田県秋田市千秋久保田町 6-6	秋田県秋田市寺内児桜三丁目 1-24
株式会社江東微生物研究所	東京都江戸川区西小岩五丁目 18-6	岩手県紫波郡矢巾町流通センター南三丁目 2-17 他
平成理研株式会社	栃木県宇都宮市石井町 2856-3	同左
株式会社丹野	山形県山形市松見町 12-3	同左
株式会社科学技術開発センター	長野県長野市大字北長池字南長池境 2058-3	同左
株式会社大東環境科学	岩手県盛岡市津志田西一丁目 2-23	岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢 1-265
環境保全株式会社	青森県平川市松崎西田 41-10	同左
東北環境開発株式会社	山形県鶴岡市下清水字打越 2-1	同左
株式会社秋田県分析化学センター	秋田県秋田市八橋字下八橋 191-42	同左
株式会社ビー・エム・エル	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目 21-3	埼玉県川越市的場 1361-1
エヌエス環境株式会社	東京都港区芝公園一丁目 2-9	岩手県盛岡市みたけ四丁目 3-33
カンエイ実業株式会社	北海道札幌市中央区南七条西六丁目 289-6	同左
株式会社産業公害・医学研究所	東京都品川区大崎一丁目 11-1	青森県八戸市大字河原木字浜名谷地 76
株式会社総合環境分析	神奈川県横浜市緑区鴨居一丁目 13-2	東京都町田市忠生三丁目 5-4 他
株式会社理研分析センター	山形県鶴岡市道形町 18-17	同左
日鉄環境株式会社	東京都中央区京橋一丁目 18-1	岩手県釜石市鈴子町 23-15

株式会社県南環境	青森県十和田市大字相坂字高清水 80-3	青森県三戸郡五戸町大字扇田字西ノ沢 9-102
株式会社イオ	東京都日野市旭が丘四丁目 7-107	同左
日本環境科学株式会社	山形県山形市高木 6	同左
一般財団法人青森県薬剤師会食と水の検査センター	青森県青森市大字野木字山口 164-43	同左

別表3 水質監視地点

水系	事業者	水源名	分析項目	備考	
米代川	鹿角市	鹿角市上水道米代川水源	水質管理目標設定項目(※1)、アンモニア態窒素、BOD、UV吸光度、SS、THM生成能、クリプトスポリジウム、ジアルジア		
	大館市	大館市上水道米代川水源(山館)			
	能代市	能代市上水道米代川水源			
雄物川	秋田市	秋田市上水道雄物川水源(仁井田)			
	横手市	横手市上水道横手川水源(大沢)			
	仙北市	仙北市角館地区上水道桧木内川水源			
子吉川	由利本荘市	由利本荘市上水道黒森川貯水池水源			
		由利本荘市由利地域子吉川水源			
その他	男鹿市	男鹿市上水道滝の頭水源			
	五城目町	五城目町上水道馬場目川水源			
地下水又は伏流水	北秋田市	北秋田市鷹巣地区上水道		水質管理目標設定項目(※1)、浸食性遊離炭酸、アンモニア態窒素、クリプトスポリジウム、ジアルジア	
	にかほ市	にかほ市上水道横根水源			
	大仙市	大仙市上水道玉川水源			
	湯沢市	湯沢市上水道関口水源			
	大館市	大館市上水道長根山水源	水質管理目標設定項目(※1)、浸食性遊離炭酸、アンモニア態窒素		
	秋田市	秋田市上水道松湊水源			
	潟上市	潟上市上水道大郷守水源			
	大潟村	大潟村簡易水道水源			

※1 ただし、残留塩素については検査を行わないものとし、亜塩素酸及び二酸化塩素については浄水方法が二酸化塩素によるものである場合にのみ行うものとする。  
 また、農薬類については、水源の周囲の状況に応じて対象農薬リスト掲載農薬類のうち必要な項目について行うものとする。

図 1

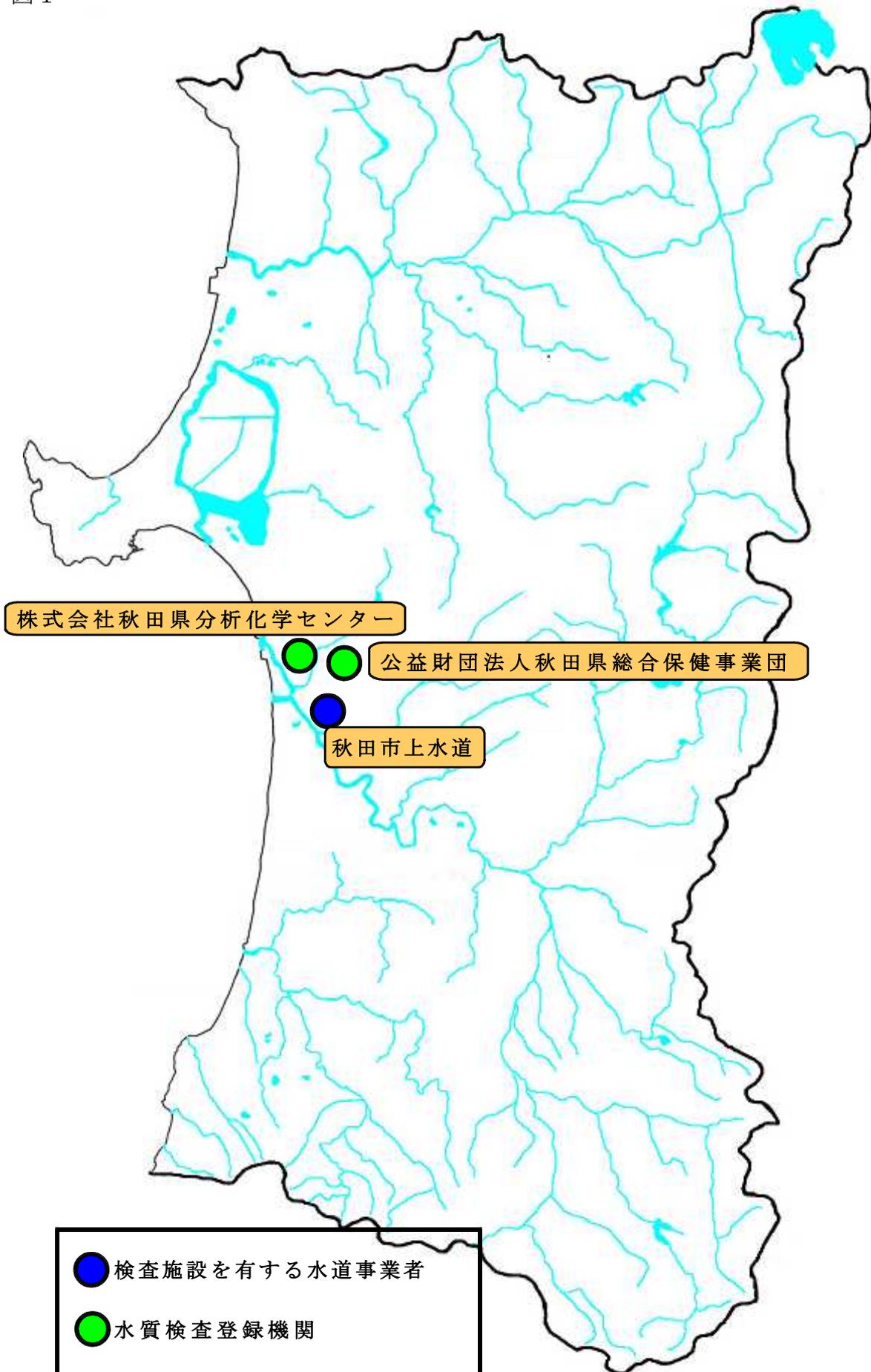


図 2

